

答申概要（令和４年度第１号）

第１ 審査会の結論

本件処分の一部を取り消し、一部開示とされた第２項に表示の開示対象文書のうち、一部を不開示とすべきである。

第２ 開示対象文書の表示

開示対象文書	開示とした部分のうち 不開示とすべき部分	不開示とする理由
母子健康手帳アプリ導入及び運用保守業務に係る企画提案書	著作者である審査請求人が令和４年９月１４日提出の公文書開示決定等に係る意見書及び令和５年８月２５日提出の説明書において開示に同意した部分以外	清瀬市情報公開条例第７条第１号に該当（著作権法上公にすることができない情報にあたるため）

第３ 事案の概要

- 令和４年８月２２日、清瀬市情報公開条例（平成１３年清瀬市条例第２０号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、開示請求者より清瀬市長に対し、母子健康手帳アプリ導入及び運用保守業務プロポーザルに係る選定業者が提出した企画提案書（以下「本件企画提案書」という。）について公文書の情報開示請求があった。
- 令和４年９月１日、清瀬市長は、開示請求に係る公文書のうち本件企画提案書について、作成者である審査請求人に対し、条例第１５条第１項の規定に基づき、公文書開示決定等に係る意見照会書を送付した。
- 令和４年９月１５日、清瀬市長は、審査請求人より、本件企画提案書の一部について開示することに支障がある旨の意見書（以下「本件意見書」という。）を受理した。
- 令和４年１０月２０日付で、清瀬市長は、開示請求者に対し、公文書一部

開示決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

5 令和4年10月20日、清瀬市長は、審査請求人に対し、公文書開示の意見照会結果に係る決定通知書を送付した。

6 令和4年11月4日付で、審査請求人は、清瀬市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

第4 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求め、開示となった部分を不開示にするとの裁決を求める。

第5 審査請求人の主張の要旨

本件企画提案書の一部には審査請求人の事業活動に関する極めて重要な情報（独自の技術的情報ないしノウハウに関する情報）が含まれており、これを公表されることにより、「競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれること」が明らかであるため、条例第7条第3号に基づき不開示が相当であるので、本件処分は取り消されるべきである。

第6 審査庁諮問書の結論

本件処分は、条例規則等の規定に則った処分であり、不当な点はない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第7 審査審議の経過

審査会は、本件諮問につき、以下のように審査をした。

開催日	審議経過
令和5年3月13日	諮問・審議（第1回）
令和5年6月28日	審議（第2回）
令和5年11月27日	審議（第3回）
令和6年2月26日	審議（第4回）終結

第8 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求人の主張、審査庁の諮問書及び職権による調査の結果

等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

公文書の開示請求手続きについては、条例第2章に規定されている。条例では、公文書は公開を原則とする中で、条例第7条各号に定める不開示情報に該当した場合のみ、実施機関は公文書を不開示とすることができるとしており、同条第1号では、「法令等の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報」について、同条第3号では、「公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報」について、それぞれ不開示とする旨規定されている。

2 本件企画提案書の条例第7条第1号該当性について

(1) 著作権法に基づく著作物該当性について

著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第2条第1項第1号において、「著作物」とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいうとされている。

審査会が本件企画提案書を検分したところ、本件企画提案書は母子保健手帳アプリにおける理念や目的等が記載されたものとして思想又は感情を表現したものであって、自己の企画内容をアピールすることを目的に創作的に表現したものであり、母子保健手帳アプリにおける理念や目的等を表現するための知的・文化的活動から生み出されたものであり、文芸・学術・美術又は音楽の範囲に属するものであるといえるため、本件企画提案書は、法第2条第1項第1号に規定する「著作物」に該当すると認められる。

また、プロポーザル参加事業者（以下「参加事業者」という。）が作成する企画提案書は一般的に公衆に提供されることを予定しているものではなく、参加事業者がプロポーザル募集者（以下「募集者」という。）に対し部数を限って提供するのが通例で、企画提案書自体は公表することを想定しているものではない。本件企画提案書は、募集者である清瀬市が、母子健康手帳アプリ導入及び運用保守業務プロポーザル実施要領に基づき提出を求めた企画提案書の一部であり、審査会が確認したところ、参加事業者において、本

件開示情報を一般に公表していることをうかがわせるような事実は認められなかったため、本件企画提案書は、未公表の著作物に該当すると認められる。

(2) 公表権と情報公開制度との調整について

法第18条第1項により、著作者は、著作物で未公表のものを公表するかしないか、公表するとした場合に、いつどのような方法で公表するかを決める権利（公表権）を有するため、著作者の同意なしに著作物を公表することはできない。

ただし、同条第3項において、著作者の公表権と情報公開制度との調整が図られており、同項第3号により、著作者は「その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体…に提供した場合（開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）、情報公開条例…の規定により当該地方公共団体の機関…が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること」について同意したものとみなされる。

この点、参加事業者たる審査請求人は、前記第3・3のとおり、本件企画提案書の一部について開示することに支障がある旨が記載された本件意見書を提出しているところ、法第18条第3項第3号の「別段の意思表示」については、著作者が何らかの形で公表することに同意しない旨の意思を表示すれば足りると解されているため、本件企画提案を開示することに支障がある旨の審査請求人の意見は、同号の「別段の意思表示」に該当するものと解される。

したがって、本件企画提案書のうち、審査請求人が開示に同意しなかった部分については、法第18条第3項第3号が適用されず、「公衆に提供し、又は提示」することはできないため、条例第7条第1号に規定する「法令等の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報」に該当するため、不開示が妥当である。

ただし、審査請求人が令和5年8月25日に提出した説明書（以下「本件説明書」という。）において、公開することに同意をした部分については、「法令等の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報」には該当しないため、条例第7条第1号に規定する不開示情報には当たらない。

3 本件企画提案書の条例第7条第3号該当性について

本件企画提案書のうち、上記第8・2で不開示情報に当たらないとした部分であっても、条例第7条第3号に規定する「公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報」に該当するものは不開示が妥当である。

この点、清瀬市作成の「情報公開事務の手引」において、この「地位が損なわれると認められる」の解釈基準として、「公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものである。」としている。

当該部分は、審査請求人が本件意見書および本件説明書において当該部分を公開しても差し支えないと述べているところであり、審査会が検分したところでも、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害される程の独自の技術的情報ないしノウハウに関する情報が記載されているものとは認められないことから、本件開示部分は条例第7条第3号に規定する不開示情報には該当せず、開示が妥当である。

第9 結論

以上のとおり、本件企画提案書のうち、著作者である審査請求人が開示に同意した部分を開示とした決定は妥当であるが、それ以外の部分を開示とした決定は妥当ではないため、審査会は、上記「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

なお、本件におけるプロポーザルに係る実施機関の対応について付言する。本件は、プロポーザルの募集に際して企画提案書等の提出を受ける際に、提出された企画提案書等が条例による公文書開示請求があった場合には、市が条例第7条に規定する不開示事項に該当すると判断した情報を除き、原則すべて開示するものである旨を審査請求人に十分な説明を行えていなかったため、企画提案書に開示することに支障がある情報が記載され、結果として不開示が妥当となった事案である。

当審査会は、実施機関がプロポーザルの実施においてどのような説明を参加事業者に対して行うかを述べる立場にはないが、本件において仮に事前に十分な説明を審査請求人に行っていれば、企画提案書に開示にあたって支障のある情報が記載されず、情報公開に対応することも可能であったと思われる。

る。

実施機関においては既に、プロポーザルの実施において、参加事業者に情報公開制度について十分な説明を行うようにしているとのことであるが、公文書は原則公開を基本とした条例の趣旨に鑑み、市民の知る権利を尊重する上でも、実施機関は情報公開制度が適正に運営されることを念頭に、今後も公務の遂行に努めるよう要望する。

以上